

令和6年度川崎市立学校教職員勤務実態調査支援業務委託仕様書

1 目的

教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進している中、特に教員の長時間勤務の是正が喫緊の課題となっている。当該課題解決に向けて、教育委員会事務局や学校現場の学校管理職と教職員が対応すべき課題等を校種毎に整理・共通認識化を図る必要がある。

本市において、教職員の多忙感と勤務に対する意識調査を実施するとともに、全国の先進的な働き方・仕事の進め方改革の取組事例等を参考にしながら、本市の特性等を踏まえて、教員が本来の業務（教材研究、児童生徒指導等）により専念できる方法、年間授業時間数の設定方法等の多岐にわたる課題や解決方策等に関する意見交換会を開催するにあたり、専門的な支援業務を委託するものである。

令和6年度に実施する小学校及び中学校の意見交換会の企画、運営等の支援、学校ヒアリングへのアドバイザーとしての同行のほか、高等学校と特別支援学校の教諭等及び全校種の養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員を含む）、学校事務職を対象に実施する意識調査の項目設定や分析について専門的な支援を委託する。

本意見交換会と意識調査の結果をもとに、令和7年度にかけて、多様な職制等からの幅広い意見交換を引き続き行い、学校現場と教育委員会事務局が一体となって長時間勤務の是正に取り組む基礎的な環境整備を図るとともに、令和7年度から開始する「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の改定作業の基礎資料とするために必要な業務支援を委託することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

3 委託内容

（1）意見交換会の企画・運営・進行の支援

- ・意見交換会は、「1 目的」を達成するための最適な形式で開催する。
- ・意見交換会には4名程度のファシリテーターを配置し、グループワークの際に適切な助言等の支援ができる体制を図る。
- ・意見交換会は、令和6年度に次の4つのグループにおいて計16回程度実施する。
 - ① 小学校教頭グループ 4回程度
 - ② 中学校教頭グループ 4回程度
 - ③ 小学校教務主任等グループ 4回程度
 - ④ 中学校教務主任等グループ 4回程度
- ・各グループの意見交換会には、10～15名程度の教頭又は教務主任等が参加する。
- ・意見交換会に必要な資機材や消耗品等について受託者が準備する。
- ・意見交換会の会場は、市が準備する。

- (2) 意見交換会の資料の作成支援
 - ・市の意向を踏まえて、受託者は当日の配布資料、投影資料等の事前準備業務を行う。
- (3) 小・中学校へのヒアリングの同行及び助言
 - ・意見交換会の結果等を踏まえた長時間勤務の改善策に関する報告書（案）の実現可能性を高めるために、10校程度の小・中学校と各改善策の実施にあたっての課題や解決策等についてヒアリングを実施する際に、受託者はアドバイザーとして同行し助言を行う。
- (4) 意見交換会及び学校ヒアリングの記録の作成
 - ・受託者は次の意見交換会の開催までに意見交換会の撮影や会議録等の資料を作成し提出する。
 - ・小・中学校へのヒアリングについても記録を作成し、資料を提出する。
- (5) 意見交換会の結果をまとめた学校向けリーフレットの作成支援
 - ・意見交換会で取りまとめた内容を学校へ周知するため、市と内容を調整の上、リーフレットを作成する。
 - ・リーフレットは、PDF データでの提出とする。
 - ・次の3回の時期に作成する。
 - ① 第1回意見交換会前（令和5年度の意見交換会の取りまとめ）
 - ② 第1回、第2回意見交換会後（第1回、第2回意見交換会の取りまとめ）
 - ③ 第3回、第4回意見交換会後（第3回、第4回意見交換会の取りまとめ）
- (6) 長時間勤務の改善策に関する報告書（案）の作成
 - ・受託者は意識調査結果や意見交換会の結果等を踏まえ、教育委員会事務局や学校現場の役割分担や中長期・短期的な取組等を取りまとめる。なお、意識調査結果とは、令和5年度実施の意識調査の結果であり、対象者は、小学校及び中学校のフルタイム勤務する教育職員（養護教諭、栄養教諭を除く。）である。
 - ・受託者は報告書を10部印刷（カラー）する。
 - ・受託者は報告書の概要版を作成する。
 - ・受託者は報告書と概要版の電子データ（CD-R 又は DVD-R）を2部提出し、データ形式は原則編集可能なデータ及び PDF とする。電子データについては、ウィルスチェックの上、ウィルスチェック証明書（任意様式）とともに納品する。
- (7) 意識調査項目の設定、結果の分析及び意見交換会の企画等への専門的な支援
 - ・受託者は、長時間勤務是正に向けた取組に資するような調査の項目設定や結果分析、意見交換会の企画等について、適材な専門家の選定、意見聴取（10回程度）等の調整について支援を行う。令和6年度の意識調査は、高等学校と特別支援学校の教諭等（学校管理職や実習教諭・実習助手を含む）、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員を含む）、学校事務職を対象に実施する。
 - ・受託者は専門家の選定については、市と協議して決定する。
 - ・専門家への謝金の支払いについては受託者が行う。

4 その他留意事項

- (1) 本業務にかかる印刷物及びその他の著作権は、市に帰属する。
- (2) 川崎市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。
- (3) 受託者は、市から資料（電子データを含む。）等を提供されたときは、業務完了後速やかにその貸与された資料等を返却する。
- (4) 受託者は、契約締結後の初回の打合せに業務計画書を提出する。
- (5) 受託者は、意見交換会開催や報告書作成等について、適宜15回程度市と打合せを行い、記録を作成し市に提出する。
- (6) 本仕様に定めのない事項や本業務に疑義が生じた場合、市・受託者との間で協議の上、その指示に従うものとする。